

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	川西倉庫株式会社
【英訳名】	KAWANISHI WAREHOUSE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川西 二郎
【本店の所在の場所】	神戸市兵庫区七宮町一丁目4番16号
【電話番号】	神戸 078(671)7931(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 米井 雄一
【最寄りの連絡場所】	神戸市兵庫区七宮町一丁目4番16号
【電話番号】	神戸 078(671)7931(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 米井 雄一
【縦覧に供する場所】	川西倉庫株式会社 大阪支店 (大阪市中央区本町三丁目2番8号) 川西倉庫株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目4番18号) 川西倉庫株式会社 京浜支店 (横浜市中区太田町二丁目23番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第165回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

ア．当該株主総会が開催された年月日  
2022年6月28日

イ．当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件  
期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭とする。

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円とする。

この場合の配当総額は46,495,482円となる。

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日とする。

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会資料の電子提供制度が新設され、同制度を定める改正会社法の規定が2022年9月1日に施行されることから、同制度の導入に備えるため、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、若松康裕、川西二郎、高杉誠、笠原謙、長島聡、岡本雄博を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、迫間満、虎頭信宏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、古谷一夫を選任する。

ウ．当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	65,742	999	0	98.50	可決
第2号議案	66,644	97	0	99.86	可決
第3号議案					
若松 康裕	64,725	2,015	0	96.98	可決
川西 二郎	64,944	1,796	0	97.31	可決
高杉 誠	65,505	1,235	0	98.15	可決
笠原 謙	65,515	1,225	0	98.17	可決
長島 聡	66,554	186	0	99.72	可決
岡本 雄博	64,082	2,658	0	96.02	可決
第4号議案					
迫間 満	65,587	1,153	0	98.27	可決
虎頭 信宏	65,585	1,155	0	98.27	可決
第5号議案					
古谷 一夫	63,667	3,073	0	95.40	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案および第5号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2 賛成比率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の株主分）に対する、本株主総会前日までの事前行使分の賛成の議決権の数および当日出席の株主のうち賛成が確認できた議決権の合計数の割合であります。

エ．議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上